

Japanese Association of Certified Social Workers

公益社団法人

日本社会
福祉士会
NEWSNo.219
MARCH.2026ホームページのURL
<https://www.jacsw.or.jp/>

特集 社会保障審議会福祉部会報告書の公表について	1
2025年度都道府県ばあとなあ連絡協議会 開催報告	4
国際ソーシャルワーカー連盟 アジア・太平洋ソーシャルワーク会議 in スリランカ 報告	5
第34回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(青森大会) 「わ」と「な」でじゃわめく、縄文の夏に会いましょう	6
第35回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(奈良大会) あおによし 奈良で、たしかな出会いを!!	7
生涯研修制度 2025年度専門課程修了認定申請受付について	8
「令和7年安全安心なまちづくり関係功労者表彰」 ～奈良県地域生活定着支援センターの取り組み～	10
3月は自殺対策強化月間です 社会福祉士に求められる自殺予防対策	11
2025年度臨時総会を開催します / BOOK	12
情報コーナー	13
会費徴収・住所変更等の手続きについて / 四谷事務局だより	14

特集 社会保障審議会福祉部会報告書の 公表について

人口減少と高齢化が急速に進む中、社会福祉の在り方は大きな転換期を迎えています。

こうした状況を踏まえ、社会保障審議会福祉部会は2025年12月、「社会保障審議会福祉部会報告書」を公表しました。本報告書には、2040年を見据えた社会保障・地域福祉・権利擁護の方向性を示す重要な提言が盛り込まれています。

人口減少と高齢化が進行する中で、社会福祉を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。家族や地域による支え合いが前提とされてきた社会構造は変化し、単身高齢者や頼れる身寄りがいない人、複合的な課題を抱える人が増加しています。このような中、制度の狭間に置かれやすい人の意思や権利を、いかにまもり、支えていくのが改めて問われています。

本会の山下康会長が委員として参加した社会保障

審議会福祉部会は、2025年12月18日「社会保障審議会福祉部会報告書」（以下「本報告書」）を公表しました。本報告書は、2040年を見据えた社会保障・地域福祉の方向性を見据え、社会福祉法の改正に向けた提言が盛り込まれています。本稿では、特に本会が推進してきた取り組みと密接に関わる意思決定支援、総合的な権利擁護支援、災害時の福祉的対応などをキーワードに、本報告書の内容を紹介します。

■社会保障審議会福祉部会報告書の主要な構成（「各論」より抜粋）

- 1 地域共生社会の更なる展開について
- 2 頼れる身寄りがいない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について
- 3 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について
- 4 災害に備えた福祉的支援体制について
- 5 共同募金事業の在り方について
- 6 介護人材の確保・育成・定着について

■地域共生社会のさらなる実現・深化

厚生労働省の社会保障審議会福祉部会では、「地域共生社会の在り方検討会議中間とりまとめ」および「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめ」などを踏まえ、福祉制度の今後の在り方について議論が進められています。急速な人口減少や単身世帯の増加等の社会情勢の変化に加え、地域社会の変容や地域間格差の拡大、さらには生活課題が多様化・複雑化が進行する中で、福祉制度の在り方が検討されています。

従来、家族や地域が担ってきた支援機能が弱まる中、本報告書では、地域共生社会のさらなる実現・深化を軸に、制度や分野を超えた支援体制の構築を目指す方向性が示されています。また、地域共生社会の理念として、支援を受ける側と提供する側を固定的に捉えるのではなく、誰もが地域の一員として役割を持ち、支え合う社会であることが強調されています。

■意思決定支援への配慮の必要性の明記

本報告書では、「福祉サービスの提供等に当たっては、意思決定支援への配慮の必要性を明確化することが必要」と明記されています。高齢化や障害の重度化に伴い、判断能力が低下した状態で生活する人が増える一方で、本人の意思が十分に尊重されないまま支援や手続きが進められるリスクも高まっています。

意思決定支援は、住まいの選択、福祉サービスの利用、医療やケアに関する判断など、日常生活のあらゆる場面で求められる支援です。

山下会長は、福祉部会において意思決定支援について「配慮の必要性にとどまらず、義務として規定する必要がある」と発言していますが、本報告書に本人の意思決定支援への配慮が明文化されたことは、今後の支援の在り方を考える上で意義深いといえます。

■頼れる身寄りがない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応

本報告書では、入院や施設入所、契約手続き、死後事務など、家族の存在を前提とした社会の仕組みが、本人の生活の不安定さにつながっている現状を指摘しています。こうした課題に対し、頼れる身寄りがない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続き支援」「死後事務の支援」等を行う新たな第二種社会福祉事業を創設することが提起されました。

福祉部会では、山下会長はじめ各委員より、新たな事業が法に位置づけられ、多様な主体が関わっていくようになる場合、事業者が地域のネットワークに参画できるように支援する機能と、自治体による監督機能を位置づけるなどの体制整備が必要であるとの指摘がありました。

成年後見制度については、12月18日現在、法務省の法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われています。その議論の過程で家庭裁判所が市町村等に対し意見を求めることができる旨の規律を設ける考え方が検討されていることを受け、市町村の業務の整理と明確化を行うとともに、その事務を

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）①

【議論の観点】

- ・ 2040年に向け、**人口減少・単身世帯の増加等**の社会情勢の変化や**多様化・複雑化する福祉ニーズ**、人口構造や世帯構成の変化スピードの**地域差**、地域における**支え合い機能の脆弱化**への対応が課題
- ・ **全ての市町村で**、多様な地域生活課題の解決に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、**包括的な支援体制の整備を強力に推進していく必要**
- ・ 地域と行政が丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げるため、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す**地域共生社会のさらなる実現・深化**を行うことが重要

1. 地域共生社会の更なる展開について

① 包括的な支援体制整備に向けた対応

- ・ 包括的な支援体制整備のために**市町村が実施すべき施策の明確化**
（1）地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、（2）支援関係機関同士の連携体制整備、（3）地域住民と支援関係機関の協働体制整備
- ・ **支援会議を活用可能な市町村の拡大**（※）、市町村が地域の見守り等に協力する**団体を委嘱できる仕組みの創設**
※ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村にも拡大
- ・ **重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた事業評価の導入**
- ・ **生活困窮者自立支援制度の対象として、頼れる身寄りがない高齢者等が含まれることの明確化等**

② 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

- ・ **過疎地域等における包括的な支援体制整備を推進するための新たな仕組みの創設**
福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の**配置基準**を縦割りの基準から分野横断的な基準に柔軟化、**地域との協働促進**を図る事業を実施

③ 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

- ・ **地域共生社会の実現に向けた行政責務・役割を明確化**
- ・ **福祉以外分野との連携・協働の強化**

2. 頼れる身寄りがない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

① 新たな第二種社会福祉事業の創設

- ・ **頼れる身寄りがない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続き支援」「死後事務の支援」を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付ける**

② 中核機関の位置付け等

- ・ 権利擁護支援のコーディネーターや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の努力義務化
- ・ 上記事務を担う**中核機関の法定化**

出典：厚生労働省ホームページ

実施し、地域における権利擁護支援に関する相談支援の中核的な役割を担う機関として「権利擁護支援推進センター」を設置することができるとし、中核機関を法定化する方向が打ち出されました。

■災害に備えた福祉的支援体制

近年、地震や豪雨などの自然災害が頻発・激甚化する中で、災害時の福祉支援体制の重要性は一層高まっています。

本報告書では、令和6年能登半島地震への対応においては、全ての都道府県から社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等から成るDWAT(災害派遣福祉チーム)が被災地に派遣され、避難所における生活の困りごとに関する相談支援などの福祉的支援を実施したことが示されています。一方で、平時からの災害福祉支援の体制整備や、DWATについての法律上の規定がないことが指摘されています。このため、平時からの関係機関の連携体制の構築、DWATの平時からの体制づくり、研修による質の担保などの取り組みの必要性が明記されました。

福祉部会において、山下会長は、DWATの法制化などの方向性に賛同しつつ、災害時の福祉的支援の重要性について指摘しました。

具体的には、DWATが主に応急期に活動する一方で、その後の復旧期・復興期においても、住民が避難所から仮設住宅などに移った後、地域の支え合いセンターなどによる支援に移行する段階で、福祉的支援の継続が必要であると述べています。

そのため、福祉的支援を途切れなく提供できる政策の整備が求められており、災害に備えた福祉的支援体制の充実に向け、さらなる取り組みが必要です。

■介護人材の確保・育成・定着

福祉部会では、2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会および、福祉人材確保専門委員会における介護人材確保に向けた検討に基づき、介護人材の確保・育成・定着に関する検討が行われてきました。その結果、本報告書では地域差を踏まえた各地域における人材確保の取り組みとして、都道府県が設置主体となったプラットフォームの制度化や、若者・高齢者・未経験者など多様な人材の確保・育成・定着に向けた取り組み、中核的介護人材の確保・育成、外国人介護人材の確保・定着に向けた取り組みなどが提言されています。

福祉人材確保専門委員会で論点となった、介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置について、本報告書では、終了・延長両方の意見を整理するとともに、今後の養成施設の役割を踏まえた適切な対応が求められることが記載されています。

本報告書は、今後の社会福祉法改正など、社会福祉政策の方向性を示す重要な指針です。各地域・各現場で、関係機関と連携しながらソーシャルワークを実践していく上でも、ぜひ本文もご一読ください。

厚生労働省ホームページ「社会保障審議会福祉部会報告書」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67483.html

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）②

3. 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

①社会福祉連携推進法人制度の見直し

- ・地域の福祉ニーズを充足できていない場合等に、サービス提供体制確保のため、**第二種社会福祉事業等を実施可能**とする

②既存施設の土地・建物等の有効活用

- ・地域の福祉サービスの提供を維持するため、**社会福祉連携推進法人が社員社会福祉法人の土地・建物等の貸付支援業務を実施**
- ・社会福祉法人の解散時の**残余財産の帰属先に地方公共団体を追加**

4. 災害に備えた福祉的支援体制について

①平時からの連携体制の構築

- ・包括的支援体制の整備を推進するための連携分野に防災を追加
- ・市町村地域福祉計画等の記載事項に災害福祉を追加

②DWATの平時からの体制づくり・研修等

- ・**災害派遣福祉チーム(DWAT)として活動する者の名簿登録や研修・訓練を国が実施**
- ・派遣要請時におけるDWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務等を設ける

5. 介護人材の確保・育成・定着について

①地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組

- ・都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むための**プラットフォームの制度化**

②若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- ・テクノロジーの活用、働きやすい環境づくりの整備、タスクシフト/シェアの推進（業務の整理・切り出しと介護助手の活用等）

③中核的介護人材の確保・育成

- ・潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- ・**介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置**について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた**適切な対応**
- ・**介護福祉士養成施設の今後の在り方**（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手への研修、ICT教育、リカレント教育等）

④外国人介護人材の確保・定着

- ・小規模法人での外国人人材の確保・定着のため、海外現地への働きかけ、日本語教育・生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討
- ・**准介護福祉士制度**について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した**適切な対応**

出典：厚生労働省ホームページ

2025年度都道府県ぱあとなあ連絡協議会 開催報告

11月23日(日) 都道府県権利擁護センターぱあとなあ担当者による全国会議である「都道府県ぱあとなあ連絡協議会」を、ビジョンセンター浜松町(東京都港区)にて、42県士会、72名の参加者により開催しました。

2024年度に続き、今年度も参加者がじっくり協議する時間として、午前、午後にグループ協議を組み込みました。

午前にはグループ協議1「県士会における実務について」を実施しました。冒頭に、権利擁護推進部合同委員会の猿渡真吾委員より、県士会における権利擁護センターの実務について、各県士会での課題や、他の県士会でどのように取り組んでいるのか協議するとの趣旨説明がありました。今回は、協議を深めるために、事前アンケートの結果を紹介し、各県士会が作成している「活動のしおり」などの資料を共有した上で実施しました。

最後に、各グループからの発表を行い、全体で協議の論点を共有しました。

午後は、はじめに「民法改正および総合的な権利擁護支援の充実に向けた動向と社会福祉士(会)への期待」と題し、日本社会福祉士会参事で、法務省法制審議会民法(成年後見等関係)部会臨時委員の星野美子氏による基調講演を行いました。

星野参事からは、民法改正の中間試案に社会福祉士会が発出したパブリックコメントのポイントが紹介されるとともに、法制審議会における最新の検討状況が報告されました。同時に、民法改正に伴い必要な検討

として、社会福祉関係法制度の改革の必要性について、厚生労働省の各種会議においても検討が行われていることが紹介されました。その上で私たちに求められる実践として、社会福祉士は地域連携ネットワークから地域福祉の構築へ実践を展開していくこと、意思決定支援の基本理念を実践とともに伝達する役割を担うことが提言されています。

つづいて基調講演を受けて、グループ協議2「民法改正および総合的な権利擁護支援の充実に向けた社会福祉士(会)の取り組みに向けて」を実施しました。権利擁護推進部合同委員会の高橋通江委員、窪田寛史委員より、今後、社会福祉士および社会福祉士会が求められる役割を果たすために必要な視点・取り組み、関係機関との連携のあり方について問題提起し、グループ協議を行いました。

各グループからの発表では、関係機関との認識の共有と連携の仕組みの構築、重層的な視点をもって社会福祉士が関わる必要性などが共有されました。

最後に星野参事より、社会福祉士会の強みとして47都道府県に組織があるつながりや、県や県社協等関係機関と連携していけること、困難な案件も課題ではなくチャンスと捉え、地域に戻して関係者と話し合うことが権利擁護支援に向けた地域づくりに重要であるとコメントされました。

参加者アンケートからは「民法改正、意思決定支援の充実の流れのなかで、成年後見、虐待対応のみならず総合的な権利擁護の視点が重要」「中核機関のコーディネーターが抱える困難事例に対して、会としてバックアップしたり、権利擁護支援のノウハウを提供したりするなど、中核機関を共に育て支える能動的な姿勢で連携を強化していくべき」といった、今後の実践に向けた感想が寄せられました。



基調講演の様子

国際ソーシャルワーカー連盟

アジア・太平洋ソーシャルワーク会議 in スリランカ 報告

アジア・太平洋ソーシャルワーク会議について

国際ソーシャルワーカー連盟アジア太平洋地域(以下「IFAP」)におけるアジア・太平洋ソーシャルワーク会議が「気候変動およびその他の環境課題に対するソーシャルワークの対応：人権と社会正義の促進」というメインテーマの下、2025年11月にスリランカ最大の都市コロンボで開催されました。



今回の会議では、気候変動を環境問題とするのではなく、気候変動がもたらす環境変化が私たちの生活にどのような問題を引き起こすのか、地球規模の危機と捉え、我われソーシャルワーカーがどのように取り組んでいくべきか、気候変動が引き起こす生活課題に取り組むソーシャルワーカーの発表をもとに検討しました。

プレカンファレンス

11月17日に開催されたプレカンファレンスでは、アジア各国のソーシャルワーカーが「気候変動」をテーマとしたソーシャルワーク実践について報告しました。気候変動がもたらす環境問題に取り組む世代間のギャップや、生産活動への影響、気象災害からの復旧などソーシャルワークが対応する分野の広さを感じるものでした。

どの発表も「気候変動」に対応するソーシャルワークの本質は、クライアント自らが主体となり環境問題に取り組むことで「支援される側」から「自らを守る主体」へと変容していくプロセスが含まれており、ソーシャルワークの本質である自立支援の実践報告でした。

IFAP大会

バンダラナイケ記念国際会議場で開催された本会議の開会式の基調講演は、首相のハリニ・アマラスーリヤ氏が登壇しました。社会人類学者でもある首相は、スリランカの気候変動に伴う洪水や干ばつなどの自然災害や、海面上昇による生活への影響が深刻であることを報告しました。特に農民やシングル女性、障がい者などが大きな影響を受けていると指摘し、そのために社会的弱者の側に立つソーシャルワーカーの存在と、その専門性の向上が必要であると述べました。さらに首相は地域社会で活躍するソーシャルワーカーに大きな期待を寄せ、ソーシャルワーカーが国の政策を進めるうえで貴重な役割を担う存在であると締めくくられました。

翌日から開催された分科会では、近年、気候変動による自然災害が頻発しているアジア太平洋地域において、ソーシャルワーカーが果たすべき役割についても議論が行われ、復興期のコミュニティづくりやメンタルヘルス支援など、多岐にわたることが改めて確認されました。



IFAP総会

総会では、予算用途についての報告とともに、IFAPの通年の取り組みが報告され、満場一致で承認されました。

また、2年後のIFAP大会・総会が韓国のソウル市で開催されることが発表されました。韓国ソーシャルワーカー協会の会長は、開催についての抱負を述べるとともに、韓国の会議では最先端IT技術を活用した「スマート・ソーシャルワーク」の大会にする と発表し、大いに期待が寄せられています。

第34回 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(青森大会)

「わ」と「な」でじゃわめぐ、縄文の夏に会いましょう

公益社団法人青森県社会福祉士会 会長 納谷 むつみ

いよいよ青森大会の参加申込がはじまります。

新時代の共生社会の在り方を共に考えながら、青森らしいホスピタリティで皆さまとともに魂を燃やす大会にするべく、準備を進めております。リモートで開催している実行委員会には、すでに開催を終えた県士会、これから開催する県士会、開催を検討している県士会の皆さまにもご参加いただき、大会前夜祭のようです。

昨年の上野大会では「社会構造が社会的弱者をつくり、制度の間が社会的弱者を再生産している、それに立ち向かうことがソーシャルワーカーの使命ではないか」という問いかけがありました。社会的排除に立ち向かい、包括的支援体制の実現を考える中で、支援者である前に一人の人として、さらには当事者として、相談者の生きる苦悩に目を向けていくこと、社会福祉士が連帯していくことなどを確認した大会だったと、感動と共に振り返っています。青森大会は、上野で大きく標された「連帯の起点」を中心に社会福祉士の未来がらせん的に展開していくと信じられる大会にしたいと思います。

さて、青森大会メインテーマ『共に生きる社会』をつくる社会福祉士は、社会福祉士の役割をわかりやすく、真っすぐに伝えられる表現であると考え、決定いたしました。そして、サブテーマ「じゃわめぐ未来へ『わ』と『な』をつなぐ」には、私たちが大切にする対面での関係こそが共に生きる未来をつくるということに加え、どの土地にもある固有の文化である方言を使うことで、個別性から多様性へ、スペシヤルからジェネラルへと、循環しながら展開し続けるソーシャルワークの在り方も感じていただければ、と思っています。

大会1日目の大島巖先生の基調講演とそれに続くシンポジウムでは、これらテーマを実践に引きつけて考えます。大島先生の共生社会実現に向けた様々な活動を軸に、県内のソーシャルアクションを新たな視点で問い直し、役割の確認と創造へとつなげます。

2日目の記念講演には、青森が世界に誇るねぶた祭のねぶた師である竹浪比呂夫氏にご登壇いただきます。「針金と紙があれば誰でも作れる(竹浪氏)」というねぶたの歴史は生活に根差す共生文化の歴史であり、そこから共生社会実現の示唆が得られると考えています。

ソーシャルワークもねぶた同様に、誰もがしている互助・共助の生活の中から生まれ、より良い支援を目指すことで専門性へと収斂しました。しかしながら、専門性が多様に分化する中で制度の間が生じ、新たな生活課題を生んでいることは前述したとおりです。長い間人びとを「じゃわめ」かせ、愛され続けているねぶたのように、ソーシャルワークが人びとに愛され、苦悩を癒し、じゃわめぐ未来を共に創れると信頼されるための、「わ」と「な」の関係を前提とする社会福祉士の在り方も問い直してみたいです。

八甲田の山々や津軽海峡に代表される青森の雄大な自然には日本の原風景があり、自然との共存を模索し続ける県民の生活には福祉の原風景が残っています。この「縄文の里」青森で、全国大会という連帯の「わ」の中で、共に生き、苦悩し、喜び、楽しみながら、日本社会福祉士会の設立宣言にある「新しい時代」をつくる「新しい人」になっていきましょう。

青森でお待ちしています。

開催日 2026年7月4日(土)～7月5日(日)

会場 リンクステーションホール青森
(青森県青森市)

詳細は同封の開催要綱をご覧ください。



[青森大会特設サイト]

第35回 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(奈良大会)

あおによし 奈良で、たしかな出会いを!!

一般社団法人奈良県社会福祉士会 会長 西田 利昭

第35回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会を、2027年7月3日(土)から4日(日)、福祉の源流を今に伝える奈良の地において開催します。

大会テーマは「連携から協働そして創造へのソーシャルワーク～福祉の源流、人の尊厳と共感の文化に学ぶ～」に決定しました。

奈良には、悲田院・施薬院に象徴されるように、千余年にわたり「弱き人を支える」という精神が脈々と受け継がれてきました。人間の尊厳を守り、共に生きる社会を希求するソーシャルワークの理念は、この地に深く根ざし、今日に至るまで息づいています。これまで全国各地で積み重ねられてきた実践の歩みに敬意を表しつつ、その精神を奈良において未来へと継承する機会とします。

会場は、JR奈良駅に隣接する「なら100年会館」および「ホテル日航奈良」です。大分、栃木、島根、青森と続いてきた全国のご縁が、いま奈良へと結ばれ、次代へと受け継がれていく節目の大会となります。これまで大会を支えてこられた各県の皆さまのご尽力に深甚なる敬意を表し、その思いを奈良でも真摯に受け止めてまいります。

本大会では「地域の絆を創造するソーシャルワーク」「孤立・無援に陥らない支援」「協働しあう社会の実現」など、現代社会が抱える課題に真正面から向き合うテーマを掲げ、全国の仲間とともに深い議論を重ねる場を創出します。日々の実践に心を砕かれている皆さまが、奈良の豊かな歴史と文化に触れながら心身を整え、学びを深め、次なる歩みへの力を得ていただける大会となることを願っています。

本大会は、これまでの歩みを未来へとつなぐ第35回という重要な節目であり、全国の皆さまにお集ま

りいただくことで、その意義はいっそう確かなものとなります。各地で奮闘されている多くの皆さまにぜひご参加いただき、互いの経験と知恵を持ち寄り、ソーシャルワークの新たな地平をともに切り拓いていきたいと思えます。皆さまのご参集こそが、この大会を豊かな学びと交流の場へと導く原動力となります。

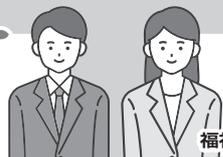
先達の歩みに敬意を捧げるとともに、未来を担う社会福祉士を育み、より良い社会の実現に向けた力を結集する大会を、皆さまとともに奈良から築き上げていきます。今年度より準備を本格的に進めていきますので、何卒温かいご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

成年後見システム

業務フローに沿った情報管理で“わかりやすく・簡単”管理
ご経験をつまれた方からこれから始められる方まで成年後見業務を力強くサポート

TYPE H

社会福祉士様
各種法人様向け



TYPE P

都道府県社会
福祉士会会員様向け

機能とポイント

- 家裁申立・報告書類作成
- 基本情報登録(身上監護項目)
- 財産管理
- 出納帳
- 業務日誌
- 預り品管理
- スケジュール管理
- 後見収支プランニング機能
- 後見終了後の財産引渡用受領書ひな型
- 書式カスタマイズ機能

通常価格の約半額! 特価キャンペーン実施中!

ラインナップ	キャンペーン価格
成年後見システム TypeH・P(ライト版)	30,800円(税・送料込)
成年後見システム TypeH・P(スタンダード版)	52,800円(税・送料込)

※ライト版は被後見人の案件管理件数が3件まで、スタンダード版は無制限です。
※キャンペーン期間は2027年3月末日までです。詳しくはホームページをご確認下さい。

Legal[®] 法律とコンピューター
株式会社リーガル[®]
<https://www.legal.co.jp/>

本 社 TEL 089-957-0494
東 京 営 業 所 TEL 03-5360-1755
名 古 屋 営 業 所 TEL 052-856-2090
大 阪 営 業 所 TEL 06-6940-3440
福 岡 営 業 所 TEL 092-432-9078



生涯研修制度 2025年度専門課程修了認定 申請受付について

社会福祉士は、常に新しい知識や技術、高い倫理性を身につけ、自らの専門性を向上させていくことが必要です。本会は、生涯研修制度を整備するとともに、さまざまな研修や情報を提供し、そのサポートをしています。生涯研修制度における専門課程修了認定申請は、研修受講やスーパービジョン実績などの研鑽内容を自身で確認するとともに、社会に社会福祉士としての責務を果たしていることを示すものでもあります。

『生涯研修制度2025年度専門課程修了認定申請』は2026年4月1日から受付を開始します。

ぜひ、生涯研修制度をご活用ください。

専門課程修了認定申請に関する詳細は、以下をご参照ください。

■申請受付期間

2026年4月1日(水)～6月30日(火)

※郵便は消印有効、E-mailは必着

■申請対象者

1. 「第1期専門課程」修了申請

以下のすべてを満たす方が申請対象となります。

- (1) 基礎課程を修了している方¹、または基礎課程修了とみなされている方²
- (2) 専門課程修了認定申請の単位対象となる期間において、生涯研修制度の取得単位が合計35単位以上ある方

2. 「第2期専門課程」修了申請

以下のすべてを満たす方が申請対象となります。

- (1) 第1期専門課程を修了した方、または第1期専門課程修了とみなされている方³
- (2) 専門課程修了申請の単位対象となる期間において、生涯研修制度の取得単位が合計35単位以上ある方

■専門課程の対象となる単位について

専門課程の対象となる単位は、認定社会福祉士認証・認定機構に認証された研修や認定社会福祉士制度に基づくスーパービジョン実績のほか、認定社会福祉士制度の認証を受けていない研修（ソーシャルワークに関するものに限る）や、研修講師実績（ソーシャルワークに関するものに限る）などが対象となります。

詳細については、本会ホームページに掲載している最新の生涯研修手帳をご確認ください。

生涯研修センターホームページ「生涯研修手帳」
(<https://www.jacsw.or.jp/ShogaiCenter/techo.html>)



生涯研修手帳→

■2025年度専門課程修了認定申請の対象期間について

2025年度専門課程修了認定申請をするには、社会福祉士資格取得、前回申請時または2012年4月1日から2026年3月31日までの期間のうち、いずれか短い期間に所定の単位を取得していることが必要です。

■申請方法

1. 専門課程修了の申請に必要な書式について

申請に必要な書式は本会生涯研修センターホームページ「生涯研修制度 2025年度専門課程修了認定申請について」(<https://www.jacsw.or.jp/ShogaiCenter/shinsei/index.html>)に掲載しています。

(1) 課程修了認定申請書(様式第2号)

課程修了認定申請書の納入証明書添付欄には、振替払込請求書兼受領証やご利用明細票(インターネットバンキングにてお振り込みをされる場合は振込完了画面のスクリーンショット)等を添付してください。E-mailで申請の場合は、振込年月日、振込金融機関名を必ず明記してください。振替払込請求書兼受領証等の添付がなく、振込年月日、振込金融機関名の記入もない場合は、申請書が受理されません。

(2) 研修単位記録(シートⅠ～Ⅱ)

研修単位の記録は所定の書式に記載していただきます。記入例は生涯研修手帳に掲載しています。

2. 申請手数料および振込口座

(1) 申請手数料

専門課程修了申請手数料：5,000円

※振り込みにかかる手数料は別途ご負担ください。

(2) 振込口座

〔振替用紙を使用する場合〕

郵便口座番号：00170-0-610110

加入者名：公益社団法人日本社会福祉士会

※1 「基礎課程を修了している方」とは、基礎研修Ⅰ～Ⅲをすべて修了した方を指します

※2 「基礎課程修了とみなされている方」とは、旧生涯研修制度における共通研修課程修了が1回または2回の方を指します

※3 「第1期専門課程修了とみなされている方」とは、旧生涯研修制度における共通研修課程修了が3回以上ある方を指します

〔他行から振込む場合〕

銀行名：ゆうちょ銀行（金融機関コード：9900）
支店名：〇一九店（ゼロイチキユウ店）（店番：019）
預金種目：当座 口座番号：0610110
口座名義：公益社団法人 日本社会福祉士会

3. 申請書類提出先

〔郵送の場合〕

〒160-0004
東京都新宿区四谷1-1-3 カタオカビル2F
（公社）日本社会福祉士会 生涯研修センター 宛
申請に必要な書類を揃えてお送りください。
封筒の表には必ず「第〇期専門課程修了認定
申請書在中」と明記してください。

〔E-mailの場合〕

提出先メールアドレス：
kenshu-center@jacsw.or.jp

申請に必要な書類を添付してください。メールの件名には必ず「第〇期専門課程修了認定申請」と記載してください。件名が異なると、迷惑メールと認識され削除される可能性がありますのでご注意ください。

なお、メールで申請された場合、受付担当者より確認のメールを返信します（自動返信ではないため多少お時間をいただく場合があります）。申請から1週間以上経っても返信のメールがない場合には、メールの未着などが考えられますので、生涯研修センターまでお問い合わせください。

基礎研修のご案内

－ 生涯研修のスタートは基礎研修から！都道府県社会福祉士会で開催 －

社会福祉士として研鑽されていく皆さまにとって、基礎研修を受講することのメリットはたくさんあります。まだ、受講されていない方は、受講しませんか？ 基礎研修の受講申し込みなどのお問い合わせは、ご所属の都道府県社会福祉士会へお願いします。

＜基礎研修受講のメリット＞

- ・すべての社会福祉士に必要な、価値、知識、技術の基本を学ぶことができます。
- ・共に学ぶ仲間と出会うことができます。
- ・基礎研修Ⅲまで修了することで、認定社会福祉士制度の10単位を取得することができます。
（認定社会福祉士取得のためには、通常ルートでは共通専門研修10単位、分野専門研修10単位、スーパービジョン実績10単位の合計30単位が必要となりますが、基礎研修修了者は、生涯研修ルートまたは強化ルートの選択が可能となり、必要な単位の取得基準が変わります。）
- ・基礎研修Ⅲまで修了することで、研修講師等として活躍していただく場が増えます。

仲間たちとともに、社会福祉士の未来を切り拓いていきましょう！

e-ラーニング講座のご案内

本会では、会員の皆さまをはじめソーシャルワークに関心のある方に向けて、e-ラーニング講座を提供しています。是非ご活用ください。視聴ページへは、日本社会福祉士会ホームページのトップページ右上にある「e-learning講座開講中」からアクセスしてください。

【視聴区分とID・パスワード】

会員の方には、会員証と合わせて生涯研修制度管理システムのID・パスワードを書面にて郵送でお送りしています。ID・パスワードがご不明な場合は、e-learning@jacsw.or.jpまでお問い合わせください。

【ご注意】

視聴区分により、視聴できる講座と視聴料が異なります。

- ① 会員に付与されるIDにアルファベットはつきません。数字のみです。
- ② 会員以外の社会福祉士に付与されるIDはNから始まります。
- ③ 社会福祉士以外に付与されるIDはCから始まります。

Cから始まるIDでログインした場合、「基礎研修」など、社会福祉士のみが視聴できる講座は表示されません。



「令和7年安全安心なまちづくり関係功労者表彰」 ～奈良県地域生活定着支援センターの取り組み～

2025年11月18日(火)、首相官邸において「令和7年安全安心なまちづくり関係功労者表彰式」が開催されました。本表彰は、犯罪に強い社会の実現のため、安全安心なまちづくりの推進に関し、顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を顕彰し、もって安全安心なまちづくりに関する優れた取り組みを広く普及することを目的として実施されています。

令和7年は、一般社団法人奈良県社会福祉士会の地域生活定着支援センターの取り組みが評価され、顕彰団体の1つとなりました。奈良県社会福祉士会の西田会長より喜びの声をいただきましたので、ご紹介します。

2025(令和7)年11月18日、内閣総理大臣より「令和7年安全安心なまちづくり関係功労者表彰(法務省・警察庁)」の栄えある表彰を賜りました。奈良県社会福祉士会を代表し、また奈良県地域生活定着支援センターの運営に携わる立場として、心より御礼申し上げます。

奈良県地域生活定着支援センターでは、2014(平成26)年度に奈良県から委託を受けて事業を開始して以来、高齢または障害のある罪に問われた方が地域で安定した生活を築けるよう支援を続けてきました。今回の受賞は、司法・福祉・行政・医療・教育、そして事業所の皆さまとの協働によって成し得た成果であり、ともに歩んできた多くの皆さまのご尽力に、改めて深く感謝申し上げます。

当センターでは、矯正施設退所後の帰住先の確保をはじめ、生活基盤の整備や居場所づくりに取り組み、地域で再び歩み出すための土台づくりを進めてきました。こうした実践を通じて、生きなおしと主体的に生きていこうとする力の育みを大切にしてきました。さらに、支援を必要とする方がたに「断らない支援」を提供し続けることを理念に掲げ、誰一人取り残さない地域づくりを推進してきました。「断らない支援」とは、関係を諦めず、つながり続ける姿勢そのものを指します。

この理念を具体化する取り組みとして、2020(令和2)年秋には地域の関係機関・団体と協議し、「あしかプロジェクト」を創設しました。「あ」は新しい、「し」は社会資源どうしの、「か」は関わり方を考える、という意味を込めています。本プロジェクトは、支援を必要とする方を断らずに受け止める大きな受け皿をつくることを目的としています。月例会では事例発表を通じて互いの活動や強みを共有し、連携を深めています。年に2回の研修会では、実践事例を分かち合い、より良い支援へと発展させる場を設けてきました。これまでに延べ300人を超える参加者が集い、検察庁、保護観察所、奈良県の関係部署など多様な機関が協働することで、安全・安心な地域づくりを進めてきました。

制度や仕組みだけではなく、一人ひとりの尊厳を守り、社会の一員として再び歩むことを支える実践を積み重ねることが重要です。私たちは、支援を必要とする方がたに寄り添い、地域で居場所と役割を持てるよう環境を整えるとともに、地域の理解と協力を広げていきます。

今回の表彰を励みとして、関係機関・団体の皆さまと力を合わせ、「安全安心なまちづくり」をさらに推進していく決意をここに改めて申し上げます。

一般社団法人奈良県社会福祉士会会長
奈良県地域生活定着支援センター長 西田 利昭



表彰 西田 会長



前列左から 横井氏、西田会長、亀井氏、石井氏
後列 米田氏、杉浦氏、米井氏

3月は自殺対策強化月間です 社会福祉士に求められる自殺予防対策

自殺対策基本法では、毎年3月を「自殺対策強化月間」と定め「国、地方公共団体は、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関および関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする」と規定されています。また、自殺総合対策大綱においても、国、地方公共団体、関係団体、民間団体などが連携して、支援策を重点的に実施することと定められています。

日本社会福祉士会（以下「本会」）は、この「自殺対策強化月間」の協賛団体として、自殺対策強化月間に協力しています。

自殺者数の現状

警察庁の自殺統計（2025年12月末の暫定値）に基づく厚生労働省の発表では、2025年の累計自殺者数は19,097人（男性13,117人、女性5,980人）でした。この数値は、対前年の同月比1,223人（約6%）減となっています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001644132.pdf>

国の取り組み

○厚生労働省ウェブサイト「まもろうよこころ」

電話やSNSの相談窓口などの情報を分かりやすく紹介しています。



○支援情報検索サイト

（相談窓口等のご紹介）

<https://shienjoho.go.jp/>



○自殺総合対策大綱

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

<https://www.mhlw.go.jp/content/001000844.pdf>

[2022年（令和4年）10月閣議決定]

社会福祉士に求められる自殺予防対策

私たち社会福祉士には、利用者の自殺リスクについても念頭に置き、適切な支援に繋ぐなど、自殺予防対策が求められています。

そこで、本会では社会福祉士の皆さまが日々の実践の中でご活用いただくためのアセスメントシートの作成や、自殺対策について正しい知識を身につけるための書籍を出版しています。

『生活支援アセスメントシート』

本会は、2016年の厚生労働省「自殺防止対策事業」において、生活支援アセスメントシートを開発しました。

この中で、日常のソーシャルワーク実践の中で自殺リスクをアセスメントし、支援機関に適切につながるための支援ツール「領域別シート③（自殺リスクが疑われる場合）」を開発しています。相談の中で、利用者の自殺リスクが疑われる場合には、ぜひご利用ください。

生活アセスメントシートは、本会ホームページ「社会福祉士の皆様へ」⇒「資料室」の「生活困窮者支援関連情報」に掲載しています。



『ソーシャルワーカーのための自殺予防対策入門ー適切な知識と支援スキルを身につけるー』

本書は、社会福祉士をはじめとするソーシャルワーカーが、自殺や自殺対策についての正しい知識や適切な支援スキルを身につけるための入門書です。

本書が「自殺予防の視点」をもって日々の実践に臨むためにお役に立つことを願っています。

本書の購入は、ミネルヴァ書房のホームページよりお申し込みください。



出版年月日：2021年12月10日

判型・ページ数：A5/220ページ

定価：本体2,400円＋税

2025 年度臨時総会を開催します

本会は、3月20日(金・祝)に2025年度臨時総会をビジョンセンター東京八重洲(東京都中央区)にて開催します。総会は、正会員である47の都道府県社会福祉士会によって構成し開催します。今年度の臨時総会では、理事の辞任があったため、1名の役員(理事)の選任について上程します。また、2026年度の事業計画および収支予算の報告を行います。都道府県社会福祉士会に所属する個人会員への議案資料の送付は行っていませんので、本ニュースにおいて議事項目(案)をお知らせいたします。議案資料は、本会ホームページでご覧いただけます。議事録は後日掲載予定です。

議事項目(案)

I 議案

第1号議案 役員を選任について

II 理事会報告

第1号報告 2026年度事業計画

第2号報告 2026年度収支予算

第3号報告 役員辞任について

III 事務連絡

第1号事務連絡 規程類改正

第2号事務連絡 第34回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(青森大会)

第3号事務連絡 第35回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(奈良大会)

第4号事務連絡 その他

理事の辞任について
理事でありました中島康晴氏は、一身上の都合により1月17日付で理事を辞任されました。

新刊・近刊等情報

Book

※ここで紹介する本は一般書店等でお求めください。

■対人援助の現場で使えるソーシャルワーク技術
編著者：水島 正浩
(神奈川県社会福祉士会)
発行元：翔泳社
発行年月：2025年6月
B5変形版/160頁
価格：2,200円(税別)

本書は、ソーシャルワークを学び始めた方から実践者までを対象に、理論と技術を理解・再確認し、感覚的に行われがちな支援を「共通言語」として整理することで、実践の質を高めることを目的とした実践的テキストです。福祉分野に限らず、保育、心理、



医療、教育、行政など、幅広い分野の対人援助職の学びや研修資料としても活用できる内容となっています。

■介護の仕事によろこそ あなたの「介護列車」最適なタイミングは？
編著者：大森 六郎
(北海道社会福祉士会)
発行元：誠文堂新光社
発行年月：2025年10月
四六判/112頁
価格：1,300円(税別)

介護の仕事は、日々の暮らしと人生に寄り添う仕事です。本書は、介護の道を志す方、現場で働いている方に向けて、心構えや実践に役立つ話をまとめた一冊です。今後の介護業界を担う人材としてエントリーいただきたいという著者の思いが込められています。



■事例から学ぶDWATによる災害福祉支援
編著者：鈴木 俊文
執筆：曾根 允・松永 和樹
(静岡県社会福祉士会)
発行元：みらい
発行年月：2025年10月
B5判/101頁
価格：1,200円(税別)

災害時における福祉支援の実践を体系的に学べる一冊です。介護福祉士や社会福祉士などで構成される災害派遣福祉チーム(DWAT)の活動を、最新の事例をもとに丁寧に解説しています。要配慮者支援や多機関連携の実際をCSCAの視点から整理し、現場での課題や連携の方法をケースメソッドで追体験できます。災害福祉支援に関わる福祉・防災関係者の学びや研修教材として、また幅広い対人援助職の実践者が専門性を深めるための参考書としても活用できる内容となっています。



学会関連情報

研究誌『社会福祉士』第33号 発行

本ニュースに研究誌『社会福祉士』第33号を同封しています。

本誌には、都道府県社会福祉士会会員による研究ノート2編と実践研究2編、島根大会の抄録・ポスター4名分を掲載しています。

ブレ企画「事例研究ワークショップ」のご案内

第34回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(青森大会)の開催にあわせて、ブレ企画「事例研究ワークショップ」を開催します。(2026年7月4日(土)9:30~12:00)。

詳細は、本ニュースに同封の青森大会開催要綱をご覧ください。

生涯研修センター情報

2026年度 成年後見人養成研修の開催について

2026年度の成年後見人養成研修における全国版開催要項を本会ホームページに掲載しました。

本研修は、「成年後見人材育成研修(認証研修)」と「名簿登録研修」の二段階構成で実施されます。認定社会福祉士制度の認証研修である「成年後見人材育成研修」につきましては、今年度カリキュラムを大幅に見直し、2026年度以降は新研修として実施されます。

カリキュラムと学習形式の変更

新研修となる「成年後見人材育成研修」では、政策動向を踏まえた最新の知識習得と実践力強化の



ため課目・教材・学習形式が変わります。

(1)カリキュラム変更のポイント
新課目として「意思決定支援の基本」と「中核機関の役割と機能」が新設されます。

(2) e-ラーニングの活用
「家族法の基礎」「障害特性の理解」の2課目を任意受講のeラーニング課目として設け、基礎知識の補強を支援します。(※これらのeラーニング課目の視聴は研修修了要件に含まれません。)

(3)指定テキストの変更
新課目追加に伴い、「意思決定支援ハンドブック」が新指定テキスト(受講者全員購入)となります。なお、これまで指定テキストとしていた「専門職後見人と身上監護」につきましては、任意購入となります。

受講要件・申込方法などの詳細は、全国版開催要項を参考にし、各都道府県社会福祉士会より送付される研修開催要項をご覧ください。

その他の情報

会員証の更新について

会員証の有効期限が2026年3

月31日となっている方には、3月末日までに更新会員証(有効期限2031年3月31日、写真なし)をご自宅へ送付します(手続不要、費用なし)。

3月末までに会員証が届かない方、または会員証記載の氏名・所属社会福祉士会に変更がある方は、4月末までにご連絡ください。この場合、費用なしで再発行いたします。詳細は本会ホームページの「よくある質問」をご覧ください。

会員証の申込み方法の変更・手数料の改定について

① 申込み方法の変更【2026年4月から】

2026年4月より、会員証の再発行および写真入り会員証の発行は、WEBでもお申し込みいただけるようになります。

申込み方法は本会ホームページの「よくある質問」をご覧ください。

② 発行手数料の改定【2026年6月申請受付分から】

資材費・印刷費・郵送料の上昇に対応するため2026年6月申請受付分より、会員証発行にかかる手数料を改定いたします。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【改定内容】

- ・写真入り会員証：
1,000円→**1,350円**
- ・写真なし会員証(再発行時のみ)：
500円→**850円**

[よくある質問]



会費徴収・住所変更等の手続きについて

本会では、一部の都道府県社会福祉士の以下の事務を代行しています。自身の所属社会福祉士会がどちらに該当するかをご確認のうえ、お手続きください。

手続き先	日本社会福祉士会	ご所属の社会福祉士会
ご所属の社会福祉士会	〈本会が事務を行っている都道府県社会福祉士会〉 青森、岩手、宮城、山形、茨城、群馬、千葉、富山、石川、福井、山梨、静岡、滋賀、京都、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、高知、長崎、熊本、鹿児島	〈本会が事務を行っていない都道府県社会福祉士会〉 北海道、秋田、福島、栃木、埼玉、東京、神奈川、新潟、長野、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、山口、香川、愛媛、福岡、佐賀、大分、宮崎、沖縄
会費の引き落とし	本会にて会費を引き落とします。 2026年度会費の引落日は4月13日(月)です。 ※引落手数料121円(消費税込)が会費と合わせて引き落とされます。	ご所属の社会福祉士会にて引き落とします。 詳細は、各社会福祉士会の会報・ホームページをご確認ください。
変更届の提出	氏名・住所・勤務先・所属社会福祉士会に変更がある場合は、変更届を本会へご提出ください。 電話での変更連絡は受け付けていません。 変更届は、本会ホームページ「よくある質問」に掲載しています。  本会 HP「よくある質問」→	ご所属の都道府県社会福祉士会へご提出ください。 詳細は、各社会福祉士会の会報・ホームページをご確認ください。 ※所属する社会福祉士会が変更となる場合は、所属県にかかわらず本会へ変更届をご提出ください。 ※福島、岐阜、佐賀への変更の場合は、変更届の他に転入先社会福祉士会への入会手続きが必要となります。
退会手続き	社会福祉士会の退会には、所定の退会届の提出が必要です。 2025年度で退会を希望する方は、 2026年3月31日(火)必着 で退会届を本会へ郵送にてご提出ください。4月1日(水)以降に届いた場合、次年度(2026年度)も会員継続となりますのでご注意ください。 手続きの詳細は、本会ホームページ「よくある質問」をご確認ください。	
<p><退会手続きの際の注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士会は年度制(4月から翌年3月末)のため在籍年度までの会費のご納入が必要です。 ・社会福祉士会を退会すると、会員情報および研修履歴等は削除されます。 ・ばあとなあ名簿登録者の方は「ばあとなあ名簿登録抹消申請書」をご所属の都道府県社会福祉士会へご提出ください。 ・独立型社会福祉士名簿登録者の方は「独立型社会福祉士名簿登録抹消申請書」を本会へご提出ください。 ・認定社会福祉士の登録者は、社会福祉士会を退会すると登録要件を満たさなくなる場合があります。 ・認定社会福祉士認証・認定機構のスーパーバイザー登録者で、本会から推薦をうけている場合は、社会福祉士会を退会すると登録要件を満たさなくなります。 		

四谷事務局だより

行事予定・カレンダー

3月

- 8日(日)認定社会福祉士登録推進委員会 都道府県社会福祉士会災害担当者会議
- 14日(土)~15日(日)認定社会福祉士 認定研修
- 20日(金)理事会 臨時総会
- 22日(日)実習指導者講習会講師養成研修
- 29日(日)第6回学会運営委員会

4月

- 13日(月)権利擁護推進あり方検討委員会・作業チーム
- 18日(土)第1回業務執行理事打合せ 第1回理事会
- 19日(日)生涯研修センター企画・運営委員会

5月

- 11日(月)第1回権利擁護推進あり方検討委員会
- 16日(土)第2回業務執行理事打合せ 第2回理事会

17日(日)第1回全国生涯研修委員会議

6月

20日(土)第37回通常総会
第3回業務執行理事打合せ
第3回理事会

都道府県社会福祉士会 会員情報

12月31日付 会員数	47,308人
12月中入会 会員数	48人
前年同月会員増減数	637人増
前年同月会員増減率	1.36%増

発行人 山下 康
発行所・事務局 公益社団法人日本社会福祉士会 〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目13番地 カタオカビル2階 TEL03-3355-6541 FAX03-3355-6543 info@jacswo.jp

